

# 義務教育(小中学校の設置管理)



# 大阪市における公立小中学校の現状

## 【学校配置】

小学校数 297校  
 中学校数 128校  
 教員数 小学校6,930人  
           中学校3,960人  
 児童生徒数 小学校 115,832人  
                   中学校 56,623人

教育委員数 6人  
 事務局職員数 497人  
 (図書館、博物館、美術館を除く)

## 【権限】

小中学校の設置管理  
 教職員の研修  
 教職員の人事権(任命、懲戒等)  
 給与負担は大阪府

### 参考

<高等学校・特別支援学校>  
 平成24年6月19日の大阪府市統合本部において、「新たな大都市制度移行時にあわせて広域自治体に一元化」との基本的方向性(案)が取りまとめられた。

資料:平成24年度学校基本調査

区分 区名	公立小学校			公立中学校		
	学校数	教員数	児童数	学校数	教員数	生徒数
総数	297	6,930	115,832	128	3,960	56,623
北	11	216	3,271	5	127	1,447
都島	9	245	4,484	5	141	2,054
福島	9	190	2,953	3	83	1,131
此花	8	183	2,989	4	108	1,681
中央	7	141	2,167	3	71	849
西	8	200	3,319	3	87	1,353
港	11	240	3,717	5	141	1,818
大正	11	221	3,379	4	121	1,726
天王寺	8	183	3,151	3	104	1,314
浪速	9	134	1,148	3	60	480
西淀川	14	320	5,448	4	145	2,443
淀川	17	398	6,943	6	213	3,279
東淀川	17	423	7,247	8	264	3,903
東成	11	220	3,592	4	119	1,680
生野	19	369	5,032	9	232	2,712
旭	10	246	3,923	4	138	2,118
城東	16	434	8,193	6	227	3,938
鶴見	12	342	6,933	5	190	3,149
阿倍野	10	276	5,169	5	165	2,354
住之江	15	338	5,704	7	219	3,098
住吉	14	393	7,036	8	254	3,620
東住吉	14	357	6,099	7	229	3,168
平野	23	599	10,618	11	374	5,621
西成	14	262	3,317	6	148	1,687

**中核市**

**【学校配置】**

小学校数 41～54校 中学校数 18～26校  
 教員数 小学校1,118人～1,439人  
 中学校626人～890人  
 児童生徒数 小学校19,147人～25,902人  
 中学校9,313人～13,289人

(教育委員数 5～6人)

**特例市**

**【学校配置】**

小学校数 24～45校 中学校数 11～19校  
 教員数 小学校672人～1,242人  
 中学校408人～699人  
 児童生徒数 小学校12,025人～23,043人  
 中学校6,227人～11,371人

(教育委員数 5～6人)

**【権限】**

小中学校の設置管理  
 教職員の研修

(平成24年度より豊能地区5市町(豊中、池田、箕面、豊能、能勢)へ教職員人事権を移譲)

**【権限】**

小中学校の設置管理

資料:平成24年度学校基本調査  
 住民基本台帳人口(H24.3.31現在)

		中核市			特例市					
項目 (人口)		東大阪市 (486,260)	豊中市 (391,371)	高槻市 (354,284)	枚方市 (406,123)	吹田市 (349,822)	茨木市 (273,447)	八尾市 (264,380)	寝屋川市 (239,906)	岸和田市 (200,273)
教育委員数		5	6	5	5	6	5	5	5	5
公立 小 学 校	学校数	54	41	41	45	35	32	29	24	24
	教員数	1,439	1,181	1,118	1,242	1,072	939	856	690	672
	児童数	25,902	21,210	19,147	23,043	20,375	16,728	14,911	12,367	12,025
公立 中 学 校	学校数	26	18	18	19	18	14	15	12	11
	教員数	890	665	626	699	569	487	521	413	408
	生徒数	13,289	10,031	9,313	11,371	9,401	7,772	7,669	6,435	6,227

# 東京都の特別区における公立小中学校の現状

【学校配置】特別区がそれぞれ教育委員会を設置  
 小学校数 8～73校 中学校数 2～37校  
 教員数 小学校162～1,847人  
 中学校46～906人  
 児童生徒数 小学校2,460～36,797人  
 中学校602～16,446人  
 (教育委員数 5～6人)

【権限】  
 小中学校の設置管理  
 教職員の研修(都の事務処理特例条例で移譲)

資料：平成24年学校基本調査  
 住民基本台帳人口(H25.1.1現在)

区分 区名	人口	教育委員数	公立小学校			公立中学校		
			学校数	児童数	教員数	学校数	生徒数	教員数
総数	8,951,575	120	846	348,252	19,372	387	137,507	8,887
千代田	52,284	5	8	2,460	162	2	602	46
中央区	128,628	5	16	4,717	299	4	1,380	90
港区	231,538	5	19	6,635	390	10	1,857	165
新宿区	321,172	6	29	7,905	528	10	2,850	213
文京区	201,257	5	20	6,878	419	10	2,068	177
台東区	185,368	5	19	6,293	390	8	2,849	183
墨田区	252,018	5	25	9,347	559	13	4,390	307
江東区	480,271	5	44	20,662	1,061	23	7,290	490
品川区	366,584	5	38	13,243	782	15	4,641	332
目黒区	264,811	5	22	8,243	492	10	2,813	204
大田区	696,734	6	59	28,109	1,447	28	10,967	672
世田谷区	860,749	5	64	31,591	1,647	29	10,330	676
渋谷区	212,061	6	19	5,211	357	8	1,739	151
中野区	311,256	5	25	8,623	520	12	3,614	256
杉並区	540,021	5	43	18,039	1,109	23	6,238	443
豊島区	268,959	5	23	7,114	471	8	2,700	170
北区	333,132	6	38	11,536	767	12	4,605	294
荒川区	206,457	5	24	8,099	486	10	3,155	229
板橋区	537,375	5	53	21,841	1,190	23	9,130	559
練馬区	709,262	5	65	33,155	1,687	35	14,406	856
足立区	669,143	5	71	31,462	1,672	37	14,393	895
葛飾区	447,170	6	49	20,292	1,090	24	9,044	573
江戸川区	675,325	5	73	36,797	1,847	33	16,446	906

【学校配置】

		大阪市	府内中核市		府内特例市		東京都特別区	
			最も多い市	最も少ない市	最も多い市	最も少ない市	最も多い区	最も少ない区
小学校	学校数	297	54 (東大阪)	41 (豊中・高槻)	35 (吹田)	24 (寝屋川・岸和田)	73 (江戸川)	8 (千代田)
	教員数	6,930	1,439 (東大阪)	1,118 (高槻)	1,072 (吹田)	672 (岸和田)	1,847 (江戸川)	162 (千代田)
中学校	学校数	128	26 (東大阪)	18 (豊中・高槻)	18 (吹田)	11 (岸和田)	37 (足立)	2 (千代田)
	教員数	3,960	890 (東大阪)	626 (高槻)	569 (吹田)	408 (岸和田)	906 (江戸川)	46 (千代田)

特例市のうち枚方市はH26に中核市への移行が決定しているため、同市を除く市で比較

【権限】

	大阪市	府内中核市	府内特例市	東京都特別区
学校の設置管理				
研 修				(事務処理特例条例で移譲)
人 事 権 (任命、懲戒等)				

平成24.4.1、中核市である豊中市のほか、池田市、箕面市、豊能町、能勢町(豊能地区5市町)に対し、事務処理特例条例により教職員人事権・研修権を移譲。これらの市町で教職員人事協議会を設けて、教職員人事・研修事務を共同処理。

【豊能地区の状況】      小学校数76校    中学校数35校      教員数 小学校2,038人    中学校1,147人

## 国等の動き

- ◆ 国では、教育再生実行会議を設置し、地方公共団体における教育行政の権限と責任を明確にするため、首長が地方公共団体の教育行政に連帯して責任を果たせるような体制への見直しに対する検討を進めている。
- ◆ また、地方分権改革（義務付け・枠付けの見直し）の中で、指定都市に加えて、中核市にも教職員人事権の法定移譲の検討が進められている。
- ◆ 府では、平成24.4に豊能地区の各市町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）へ教職員人事権を移譲（条例による事務処理特例制度）。

### < 教育委員会制度改革に関する動き >

地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。

教育委員会の性格を改め、その機能は、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。（「教育委員会等の在り方について(第二次提言)」(平成25年教育再生実行会議)(抄))

### < 教職員人事権の移譲に関する動き >

地方分権改革での教職員人事権の移譲に関する検討状況

・中核市に係る県費負担教職員の任命権等については...中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、...平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年閣議決定)(抄))

**指定都市に加えて中核市にも任命権の法定移譲の検討**

府における教職員人事権の市町村への移譲の方針

・地方分権、権限と責任の明確化の観点から、市町村に権限移譲する方向性。ブロック単位(旧教育事務所単位)での検討を基本。(「教職員人事権移譲に対する考え方」(平成22年7月23日大阪府教育委員会)(抄))

→平成24.4.1、豊能地区5市町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ教職員人事権を移譲

( 事務の特質 )

◆ 義務教育は住民に身近な基礎自治体の権限と責任の下、各学校に目を配り、児童生徒の発達の状況をきめ細やかに把握しながら、保護者・教員・地域が一体となった学校経営が求められる。

こうした学校づくりを進めるためには、特別区に置く教育委員会は、  
どのような権限をもつべきなのか。

選択肢

A案：現行の府県と一般市と同様の役割分担（教職員人事権、研修権限なし）

B案：教職員人事や研修まで含めた事務を特別区が担う



## 検討の方向性

	A案 特別区が小中学校を設置管理し、 人事権等は広域自治体が行う	B案 特別区が小中学校を設置管理し、 人事権等も特別区が行う
効果	<p>学校の設置管理については特別区が権限と責任を持つことになり、住民に選ばれた区長の指揮の下、住民参画を得ながら、より地域特性や学校の実情に応じたきめ細かな教育行政の展開が期待できるのではないかと。</p> <p>広域的な観点からの人事や効率的な研修が可能となるのではないかと。</p>	<p>住民に選ばれた区長の指揮の下、住民参画を得ながら、より地域特性や学校の実情に応じたきめ細かな教育行政の展開が期待できるのではないかと。</p> <p>特別区が教職員人事権や研修まで含めたトータルの権限と責任を持つことになり、学校経営や教育に携わる教職員に対し、特別区の教育行政に対する理念や方針などが伝わりやすくなるのではないかと。</p>
課題	<p>特別区には教職員人事権や研修権がなく、区長の教育行政に対する理念や方針などが学校経営や教育に携わる教職員に伝わりにくいのではないかと。</p>	<p>特別区の規模・区割りによっては、教職員の異動や採用、研修の面で課題が生じる可能性があり、円滑にできるしきみを検討することが必要ではないかと。</p>

住民に身近な特別区が人事権や研修も含めて総合的に小中学校の管理運営を行うことができるような方向で制度設計に着手。

今後特別区の規模・区割りごとに事務分担や財源配分、職員体制等の検討を進める中で、特別区のもつ権限に関して、精査・検証を重ね、方向性を確定していく。

# 参 考 资 料

# 市町村教育委員会の権限

小中学校は、市町村が設置し教職員も市町村の職員でありながら、人事権等が都道府県となっているため、地域に根ざす意識を持ちにくくなっており、また、より教育現場に近いところに権限を下すべきとの議論がある。

## 府費負担教職員人事に関する事務の概要

### 文部科学大臣の事務

- ・給与の国庫負担（義務教育費国庫負担法2条）

### 都道府県教育委員会の事務

- ・給与負担（市町村立学校職員給与負担法1条）
- ・任命、懲戒等（地教行法37条）  
指定都市に移譲（地教行法58条）
- ・研修（地教行法45条、教特法21・23・24・25条等）  
指定都市・中核市に移譲（地教行法58・59条）

### 市町村教育委員会の事務

- ・服務監督（地教行法43条）
- ・人事の内申（地教行法38条）

### 市町村立学校の校長の事務

- ・人事に関する意見の申出（地教行法39条）

地教行法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
教特法 = 教育公務員特例法

	任命等	研修	服務監督
政令市			
中核市			
その他市町村			

基礎データ

文部科学大臣

府費負担教職員  
制度の概要

教職員給与の1/3を負担

文科省HP抜粋・加工

都道府県教育委員会

人事の内申

市町村教育委員会

教職員の  
服務監督

意見の申出

教職員給与の負担

教職員の任命

市町村立学校

教職員  
(府費負担教職員)

指定都市は自ら教職員の任命を行う

## 参照条文(設置管理関係)

学校教育法(抄)

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第一百四十条 この法律における市には、東京都の区を含むものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二～十九 (略)

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

## 参照条文(人事関係)

### 文部科学大臣の事務

#### 義務教育費国庫負担法(抄)

(教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担)

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。)に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市(特別区を含む。)町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第三十五号)第一条に掲げる職員の給料その他の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)及び報酬等に要する経費(以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。)

二 都道府県立の中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。)、中等教育学校及び特別支援学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費

### 都道府県教育委員会の事務

#### 市町村立学校職員給与負担法(抄)

第一条 市(特別区を含む。)町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長(中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。)、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。)及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当(学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。)(以下「給料その他の給与」という。)並びに定時制通信教育手当(中等教育学校の校長に係るものとする。)並びに講師(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十二年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。)第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。)の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償(次条において「報酬等」という。)は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員(義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。)

二・三 (略)

## 参照条文(人事関係)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(任命権者)

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 (略)

(指定都市に関する特例)

第五十八条 指定都市の県費負担教職員の任免、給与(非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

2 (略)

教育公務員特例法(抄)

(研修)

第二十一条 (略)

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2・3 (略)

(十年経験者研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間(公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。)が十年(特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「十年経験者研修」という。)を実施しなければならない。

2・3 (略)

(研修計画の体系的な樹立)

第二十五条 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。

2～7 (略)

## 参照条文(人事関係)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(研修)

第四十五条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

(指定都市に関する特例)

第五十八条 (略)

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

(中核市に関する特例)

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。

### 市町村教育委員会の事務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(サービスの監督)

第四十三条 市町村委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程(前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。)に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会が行う県費負担教職員のサービスの監督又は前条、前項若しくは第四十七条の三第一項の規定により都道府県が制定する条例若しくは同条第二項の都道府県の定めの実施について、技術的な基準を設けることができる。

(市町村委員会の内申)

第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2～4 (略)

### 市町村立学校の校長の事務

(校長の所属教職員の進退に関する意見の申出)

第三十九条 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。





## 教育委員会等の在り方について(第二次提言)(抄)

(平成25年4月15日教育再生実行会議)

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

...以下のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革することが必要です。

地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。

教育長を教育行政の責任者とすることに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊(かっ)達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。

政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。

教育長が、地方公共団体の教育について、十分に責任を果たすことができるよう、指導主事等の専門職の配置充実など教育行政部局の体制を強化する。また、学校だけでは対応が困難な問題について、弁護士等の外部専門家による支援体制を整備する。さらに、教育予算の編成・執行や他の部局との交流人事においても、首長と教育長の連携を一層強化する。

教育長の資質・能力は極めて重要であり、強い使命感を持ち常に自己研鑽(さん)に励む人材が求められる。教育長に、教育の専門的識見とマネジメント能力に優れた者を充てることができるよう、現職の教育長や教育長候補者の研修など、「学び続ける教育長」の育成に国が一定の責任を果たす。

教育委員には、広い視野を持って我が国の将来を思い、未来を担う子どもの育成を熱心に考え行動できる者を人選する。その際、保護者に加え、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)や学校支援地域本部等がある地域では、その関係者を教育委員にするなど、住民の意向の反映に努める。また、文化・芸術、スポーツなど各界で顕著な功績のある者の活用も考慮する。

## 義務付け・枠付けの第4次見直しについて(抄)

(平成25年3月12日閣議決定)

### 2 今般の義務付け・枠付けの見直し

これまでの3次にわたる見直しにより、第2次勧告の見直し検討対象4,076条項のうち、約6割の2,428条項を検討の対象とし、地方分権改革推進委員会で検討された事項の着実な見直しを行い、地方公共団体の自主性の強化、自由度の拡大を図っている。

今般の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)は、第2次勧告で見直しの検討対象とされた4,076条項のうち、これまでの見直しで対象とならなかった1,648条項、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項、新たに設けられた規定等地方分権改革推進委員会の勧告の対象とならなかった事項について、基礎自治体への権限移譲と併せて、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、関係府省とともに取り組んできたところである。

この第4次見直しにおいては、別紙に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じることとし、これらの条項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、第3次見直しのうち法律の改正により措置すべき事項と併せて、所要の一括法案等を平成25年通常国会に提出することを基本とする。

(別紙)

[基礎自治体への権限移譲](抄)

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116)、市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)

・ 指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。

・ 中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。

第3次一括法案(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案。平成25年4月12日提出)には盛り込まれず。

## (参考) 義務教育費国庫負担制度

### 【意義】

憲法の要請に基づく義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を支えるため、国は必要な制度を整備することが必要。

義務教育の成否は教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところ大。

教職員の確保と適正配置のためには、必要な財源を安定的に確保することは不可欠。

#### → 県費負担教職員制度(市町村立学校職員給与負担法)

本来、市町村が市町村立学校の教職員の給与費を負担すべきところ、優秀な教職員の確保と、広域人事による適正な教職員配置のため、都道府県が全額負担。

#### 義務教育費国庫負担制度(義務教育費国庫負担法)

市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担としたうえで、国が都道府県の実支出額の原則1/3負担。

### 【概要】

国庫負担対象経費: 公立の義務教育諸学校教職員の給料・諸手当

国庫負担対象人員: 約70万人

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員、事務職員

(出典: 文部科学省HP)